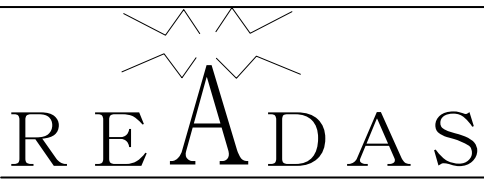


第 5391 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月21日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

生命保険料控除

Q：契約者が妻になっている生命保険の保険料を私が負担していますが、生命保険料控除は誰に適用ができるのですか？

A：保険料を負担している人に適用があります。

【解説】

生命保険料控除の対象となる生命保険料は、契約者本人が払い込んでいる保険料又は掛金はもちろん、それ以外に本人以外の方が契約者となっている保険の保険料又は掛金を本人が負担しているときのその保険料、掛金も対象になります。

したがって、お尋ねのように契約者が妻になっている生命保険契約等であっても、ご主人がその保険料又は掛金を負担しているというような場合は、その保険料又は掛金はご主人の生命保険料控除の対象となります。

ただし、この場合にはその生命保険契約等の受取人が本人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等の場合は本人又はその配偶者）でなければならないことになっていますので、注意してください。

ちなみに、生命保険料控除は、①新生命保険料を支払った場合、②旧生命保険料を支払った場合、③新生命保険料と旧生命保険料を支払った場合で控除額の計算方法が違ってはいますが、有利なものを選択すればいいことになっていますので、新生命保険料と旧生命保険料の支払がある場合には、よく検討しましょう。

